

総務委員会資料

平成26年2月27日

議案第57号

川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業
の契約の変更について

教育委員会 教育環境整備推進室

川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について

1 変更の根拠

本契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条に基づき、平成21年第1回市議会定例会において議決されており、議会の議決を経た契約について、議決事項の変更については、すべて議会の議決を経なければならないと解されている。

2 変更理由

消費税率が5%から8%に変動するのに伴い、契約金額のうち維持管理費相当額について、金額の変更（増額）を行うものである。

3 変更内容

今回の変更対象は、契約金額のうち平成26年度から契約終期である平成33年度まで8年間の維持管理費相当額であり、変更前後の契約金額は、【表】のとおりである。

【表】 <変更前後の契約金額>

			契約変更前	契約変更後	契約変更額
契約総額			5,015,205,608円	5,031,493,800円	16,288,192円
内 訳	平成21年度 ～	施設整備費相当額 (消費税5%)	2,649,386,520円	2,649,386,520円	—
	平成25年度 〈支払済〉	維持管理費相当額 (消費税5%)	333,227,279円	333,227,279円	—
	平成26年度 ～	施設整備費相当額 (消費税5%)	1,462,504,641円	1,462,504,641円	—
	平成33年度	維持管理費相当額 (消費税5→8%)	<u>570,087,168円</u>	<u>586,375,360円</u>	<u>16,288,192円</u>

したがって、維持管理費相当額の改定後の契約金額は5,031,493,800円となる。

4 その他

- (1) 平成21年12月16日変更議決は、設備整備費相当額の基準金利確定に伴う金額の変更による。
- (2) 平成24年6月22日変更議決は、維持管理費相当額の物価変動に伴う金額の変更による。